

○国土交通省告示第六百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十二日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地藏字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 滋賀県湖南市石部北五丁目、石部北二丁目、石部西三丁目及び石部緑台二丁目地内

滋賀県栗東市六地藏字枝ヶ谷、字尾張田、字杉谷、字平山、字奥山田、字丸塚、字小丸塚、字山田ヶ谷、字懐谷、字山田及び字釣り山地内

2 使用の部分 滋賀県湖南市石部北五丁目、石部北二丁目、石部西三丁目及び石部緑台二丁目地内

滋賀県栗東市六地藏字平山、字奥山田、字丸塚、字小丸塚、字山田ヶ谷、字懐谷及び字釣り山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、滋賀県甲賀市水口町泉地内から栗東市小野字向手原地内までの延長12.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道1号改築工事（栗東水口道路）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道1号改築工事（栗東水口道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により支障となる特別高圧送電線鉄塔の従来の機能を維持するための移設工事は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。さらに、特別高圧送電線鉄塔移設工事の施行に伴う附帯工事として行う資材置場等の設置工事は、

法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道1号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、横浜市、静岡市、名古屋市、四日市市、大津市、京都市等を経て大阪市に至る延長約796kmの主要幹線道路である。

このうち本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、湖南市等の既成市街地を通過し、沿線には工業団地が立地していることから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通を担い、広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は湖南市石部地内で25,445台/日であり、混雑度は1.90となっている。

本件事業の完成により、湖南市等の既成市街地をバイパスする道路が整備され、高速自動車国道中央自動車道西宮線と接続することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流等の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するものとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒクイナ及びカスミサンショウウオ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ及びハチクマ等が確認されている。このうち、オオタカ、ヒクイナ、ハイタカ及びハチクマについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。また、カスミサンショウウオについては、起業者は、専門家からの指導助言を受け、保全措置を講じている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヒメコヌカグサが確認されているが、生育地は計画路線から離れており、直接改変されないことから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、湖南省等の既成市街地をバイパスする道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保並びに現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成元年4月26日及び平成3年12月18日に都市計画決定され、平成22年3月26日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び当該移設工事に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、湖南省等の既成市街地をバイパスする道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、湖南省長を会長とする大津湖南地域幹線道路整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県湖南省役所及び栗東市役所